（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチルターシャリーブチルエーテルの証明方法）

第三条の三　法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の㈡のB及び第二九〇九・一九号の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告）に際し、経済産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2　前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第六条中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削る。

第六条の二を削る。

第十四条第一項中「及び次項」を削り、同項ただし書中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、「承認」の下に「（第十九条の三第二号において「蔵入れ承認等」という。）」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第一項中「（同項各号に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。）」を削り、同条第二項中「（同項各号に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を除く。）」を削り、同条第三項を削る。

第十九条の三中「その年度」の下に「（以下この条において「算出対象年度」という。）」を加え、同条ただし書中「、平成二十六年度」を「、算出対象年度の前年度」に、「平成二十七年度」を「算出対象年度」に改め、同条第一号中「協定発効日から平成二十六年度」を「算出対象年度の前年度の初日から同年度」に、「次号」を「次号イ」に、「平成二十七年二月一日」を「同年度の二月一日」に改め、同条第二号中「平成二十六年度」を「算出対象年度の前年度」に、「協定発効日から同年度の発動日の前日までに関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認を受けた」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（以下この号において「協定発効日」という。）の属する年度（以下この号において「協定発効年度」という。）から算出対象年度の前年度までの各年度の初日（協定発効年度においては、協定発効日）から当該各年度の発動日の前日までに蔵入れ承認等を受けたもの

ロ　協定発効年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日（協定発効年度においては、協定発効日）から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの（当該各年度において法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場合に限る。）

第二十五条第二項第一号を削り、同項第二号中「第七〇号」を「第六九号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第七五号」を「第七四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第一〇四号」を「第一〇三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第七五号」を「第七四号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　別表第一の第四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一〇〇七・九〇号に掲げる物品のうち関税定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の適用を受けないものであつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ　関税率表第〇六〇四・二〇号に掲げる物品、関税率表第一四〇四・九〇号の四に掲げる物品（かしわの葉及びさるとりいばらの葉以外のものに限る。）、関税率表第一五〇五・〇〇号の一又は第二〇〇一・九〇号の一の㈣に掲げる物品、同号の二の㈤に掲げる物品（しようが以外のものに限る。）及び関税率表第二三〇九・一〇号の二の㈡のBの(b)に掲げる物品

ロ　関税率表第二九・一九項、第二九・二五項、第四四・一四項、第四四・一五項、第五三・〇九項、第六一・一六項又は第九六・一六項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

第二十五条第三項中「第四三号、第四六号、第四八号から第五一号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号まで」を「第四二号、第四五号、第四七号から第五〇号まで、第五五号、第六〇号、第六一号、第六七号、第六八号、第七一号から第七三号まで、第七七号、第七八号、第八九号から第九一号まで、第九四号、第九八号、第九九号、第一〇二号、第一〇四号、第一〇五号、第一〇八号、第一一九号から第一二一号まで、第一二五号、第一二八号、第一三八号及び第一四〇号から第一四二号まで」に改める。

第三十二条第一項第一号中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の㈡のBに掲げるエチルアルコール

第三十三条第一項中「時までに」を「際に」に改め、同条第四項中「同項第十一号」を「同項第十号」に、「、第十一号」を「、第十号」に改める。

別表第一中第三七号を削り、第三八号を第三七号とし、第三九号から第八七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第八八号中「ニウエ島地域」を「ニウエ」に改め、同号を同表第八七号とし、同表中第八九号を第八八号とし、第九〇号から第一四四号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条　関税暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第二号イ中「に掲げる物品、同表第二二一・九〇号の四の㈡」を「又は第二一一・九〇号の四の㈡のC」に改め、「（びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。）」を削り、「及び第一六〇四・一七号」を「、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号」に、「第一六〇五・五二号の二」を「第一六〇五・五二号及び第一六〇五・五六号」を「第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二」に、「第一六〇五・五九号の二」を「第一六〇五・五九号の一の㈡に掲げる物品、同号の二の㈡」に改め、「帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）以外のものにあつては、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号ロ中「、第六九・〇八項」を削り、同項第六号イ中「第〇六〇四・二〇号」の下に「又は第二一一・九〇号の二の㈡」を加える。

第三十八条第四号中「第〇三〇二・四五号」の下に「、第〇三〇二・四九号の一」を、「第〇三〇二・八九号の一」の下に「、第〇三〇二・九九号の二の㈠」を、「第〇三〇三・五九号の一」を加え、「第〇三〇三・九〇号の二」を「第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の㈠」に改め、「第〇三〇五・五九号の二